

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

平成26年12月24日水曜日 第2634号外 2

	→					
	規	則				
審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する	規則の一部を	を改正する規則			(薬務衛生課).	1
	訓	今			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正		•			(茶教衙升課)	1
を放示体性/II だりが低性/X U を放示/ I 手切/K 似が住り いで 以止					(采勿削工味).	1
		員会規則				
初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則… 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する。						
期末ナヨ及び勤勉ナヨの支給寺に関する規則の一部を改正する。				(").	6
		員会規則				
愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第3項の身分を示	す証明書の植	漾式を定める規則 		(警察本部組	且織犯罪対策課). 	7 ——
	規	則				
∪愛媛県規則耜38亏 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に「	関する坦印	の一部を改正する坦則を次	カナネに宝々	める		
平成26年12月24日	判りる呪具	の一部で以正する規則で入り	かみ プに座り	ກວ.		
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に打 	渇げる規定	に下線で示すように改正す		前		
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)				
省略		省略				$\neg \mid$
麻薬中毒審査会委員		│				
愛媛県薬物指定審査会委員						
省略		省略				
附則						
この規則は、公布の日から施行する。						
この規則は、公布の日から施行する。	<u></u> 訓	*				
	訓	\$				
	訓	*	_		ф н —	山南
	訓	\$	_		庁 中 一 保 健	般所
					庁 中 一 保 健	般所
この規則は、公布の日から施行する。 						
● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 			愛媛 県知	事中村	保健	

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 正 後

(分堂事務)

第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務 │ 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務 は、次のとおりとする。

企画課

- (1)~(14) 省略
- (15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律 第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14 号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法 (昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号) 、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)及び愛媛県 薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号) に関すること。

(16) ~ (24) 省略

省略

- 2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画課
 - (1)~(13) 省略
- (14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、 覚せい剤取締法、あへん法、毒物及び劇物取締法及び愛媛県薬 物の濫用の防止に関する条例に関すること。

(15) ~ (22) 省略

省略

(所長の専決事項)

- し、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方 局長の承認を受けなければならない。
 - (1)~(10) 省略
 - (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律第76条の8第1項の規定による報告の徴収及び立入検 査等に関すること。
 - (12) 省略
 - (13) 省略
 - (14) 省略
 - (15) 省略

 - (17) 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第18条第1項の規定に よる質問に関すること。
- 2 前項第15号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同 号の事項は、西条保健所長が専決する。

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組			決	裁区	分
織	事務の種類	事項	所	課	主
名			長	長	幹
企	1~14 省略				
画	15 医薬品、	1~7 省略			
課	医療機器等	8 報告の徴収及び立入検査等			

改 īF 前

(分堂事務)

は、次のとおりとする。

企画課

- (1)~(14) 省略
- (15) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律 第146号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14 号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、覚せい剤取締法 (昭和26年法律第252号)、あへん法(昭和29年法律第71号) 及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

に関すること。

(16) ~ (24) 省略

- 2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画課
- (1)~(13) 省略
- (14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関 する法律、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、 覚せい剤取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法

に関すること。

(15) ~ (22) 省略

省略

(所長の専決事項)

- 第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただ │第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただ し、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方 局長の承認を受けなければならない。
 - (1)~(10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 省略
 - (13) 省略
 - (14) 省略
 - (15) 省略

- 2 前項第14号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同 号の事項は、西条保健所長が専決する。
- 別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組			決	裁区	分
織	事務の種類	事項	所	課	主
名			長	長	幹
企	1~14 省略				
画	15 医薬品、	1~7 省略			
課	医療機器等	8 報告の徴収及び立入検査等			

全性の確保 ら第4項まで 会性の確保 ら第4項まで、第76条の8第 等に関する 1項、改正法附則第9条第1 会性の確保 5第4項まで、第76条の8第 法律(昭和 項、第11条第1項) 法律(昭和 項、第11条第1項)	145号)の	9 省略			145号)の	9 省略		
全性の確保 ら第4項まで 全性の確保 ら第4項まで、第76条の8第 等に関する 1項、改正法附則第9条第1 1項、改正法附則第9条第1 法律(昭和 項、第11条第1項) 法律(昭和 項、第11条第1項)		9 省略				9 省略		
全性の確保 ら第4項まで 全性の確保 ら第4項まで、第76条の8第 等に関する 1項、改正法附則第9条第1 等に関する 1項、改正法附則第9条第1	法律(昭和				法律(昭和35年法律第			
	等に関する	、改正法附則第9条第1			等に関する	<u>1 項</u> 、改正法附則第 9 条第 1		
	効性及び安全性の確保	を除く。)(第69条第1項か ら第4項まで			効性及び安全性の確保	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

第2条 愛媛県保健所処務規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(所長の専決事項)	(所長の専決事項)
第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただ	第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただ
し、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方	し、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方
局長の承認を受けなければならない。	局長の承認を受けなければならない。
(1)~(16) 省略	(1)~(l6) 省略
(エア) 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に	
よる報告の徴収及び立入検査等に関すること。	
<u>(18)</u> 省略	<u>(17)</u> 省略
<u>(19)</u> 省略	(18) 省略
2 省略	2 省略

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		以 止 後 									改 止 前					
	第 5 (第 4 〕事の権限に	条関係) こ属する保健福祉部関係事務に係	る特	寺定	決表	战事	項	別		第5 (第4 事の権限に	条関係) こ属する保健福祉部関係事務に係	る特	寺定	決裁	(事)	項
40				決	裁区	分			40					裁区	分	
組織	事務の	事 項	知		専決	大者			組織	事務の	事 項	知		専決	者	
名	種 類	7	事	部	局	課	主		名	種類	7	事	部	局	課	主
				長	長	長	幹						長	長	長	幹
薬	1 医薬	1 ~ 11 省略							薬	1 医薬	1~11 省略					
務	品、医	12 広告の中止命令等(第72条		_					務	品、医						
衛		<u> </u>							衛	療機器						
生課		13 指定薬物等に関すること。							生課	等の品 質、有	12 指定薬物 に関すること。					
	効性及	(1) <u>指定薬物等</u> である疑いが								効性及	(1) <u>指定薬物</u> である疑いが					
	び安全	ある物品の検査命令等(<u>第</u>								び安全	ある物品の検査命令等(<u>第</u>					
	性の確	76条の 6 第 1 項から第 3 項								性の確	76条の 6					
	保等に	<u>まで</u>)								保等に)					
	関する	(2) 検査結果の通知及び報告								関する			П		\exists	
	法律の	(第76条の6第4項、第5								法律の						
	施行に	<u>項)</u>								施行に						
	関する	(3) 省略								関する	(2) 省略				+	

事務	(4) 広告の中止命令等(第76	_		
	<u>条の7の2)</u>			
	(5) 報告の徴収及び立入検査			
	等(第76条の8第1項)			
2 ~ 23				
省略				
24 愛媛	1 知事指定薬物の指定に関す			
<u>県薬物</u>	<u>ること。</u>			
の濫用	(1) 指定(第11条第1項、第	_		
<u>の防止</u>	3項、第4項)			
<u>に関す</u>	② 審査会の意見聴取(第11			
<u>る条例</u>	条第2項)			
の施行	(a) #5 a # th a # = 7 \$ 43			
<u>に関す</u>	③ 指定の失効の告示(第12		_	
る事務	条第 2 項)			
	2 緊急時の勧告等(第17条)	_		
	3 質問及び販売の自粛の要請			
	等(第17条第2項、第18条)			

事務			
2 ~ 23 省略			
省略			

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

40					決	裁区	分	
組織	事務の	事	項	知		専決	大者	
名	種類	-	~	事	部	局	課	±
					長	長	長	幹
畜	1 ~ 25							
産	省略							
課	26 医薬	1~14 省略						
	品、医	15 広告の中止	命令等(第72条		_			
	療機器	<u>の5)</u>						
	等の品	16 省略						
	質、有	<u>17</u> 省略						
	効性及 び安全	18 省略						
	性の確	19 省略						
	保等に	20 省略						
	関する							
	法律の	<u>21</u> 省略						
	施行に							
	関する							
	事務							
	27 ~ 30							
	省略							

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

						決	裁区	分	
組織名	事務の 種 類		事	項	知事	部	専活局	課 課	±
					7	長	長	長	幹
畜	1 ~ 25								
産	省略								
課	26 医薬	1 ~ 1	4 省略						
	品、医								
	療機器								
	等の品	15 省	略						
	質、有	16 省	 ì略						
	効性及		· · ·						
	び安全								
	性の確		ì略 ————						
	保等に 関する	19 省	略						
	法律の	20 省	部						
	施行に								
	関する								
	事務								
	27 ~ 30								
	省略								

第4条 愛媛県庁事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第5(第4条関係)	別表第5 (第4条関係)
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項	知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

				決	裁区	☑分	
組織	事務の	事項	矢		専え	夬者	
名	種類	- ·]	部	局	課	主
				長	長	長	幹
薬	1 ~ 23						
務	省略						
衛	24 愛媛	1 省略					
生	県薬物	2 報告の徴収及び立入検査領	等				
課	の濫用	(第14条第1項)					
	の防止	3 警告(第15条第1項、第	2				
	に関す	項)					
	る条例	4 廃棄命令等(第16条第	1				
	の施行	<u>項、第2項)</u>					
	る事務	5_ 省略					
		<u>6</u> 省略					

組	事務の		事		決裁区分				
織				項	知	専決者			
名	種類				事	部	局	課	主
						長	長	長	幹
薬	1 ~ 23								
務	省略								
衛	24 愛媛	1	省略						
生	県薬物								
課	の濫用								
	の防止								
	に関す								
	る条例								
	の施行								
	に関す								
	る事務	2	省略						
		<u>3</u>	省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1146

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 115)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分		職員	職員給与条	職員給与条			
期間の区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	例 2 号職員	例 3 号職員
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	50 ,300	30 ,200
(2) 1年以上2年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	50 ,300	27 ,200
(3) 2年以上3年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	50 ,300	24 ,200
(4) 3年以上4年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	50 ,300	21 ,100
(5) 4年以上5年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	50 ,300	18 ,100
(6) 5年以上6年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	50 ,300	15 ,100
(7) 6年以上7年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	48 ,500	12 ,100
(8) 7年以上8年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	46 ,700	9 ,100
(9) 8年以上9年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	44 ,900	6 ,000
⑩ 9年以上10年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	43 ,100	000, 8
印 10年以上11年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	41 ,300	
迎 11年以上12年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	39 ,500	
⅓ 12年以上13年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	37 ,700	
⑷ 13年以上14年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	35 ,900	

⑸ 14年以上15年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	34 ,500	
(16) 15年以上16年未満	412 ,200	366 ,700	307 ,000	249 ,800	183 ,700	33 ,100	
(17) 16年以上17年未満	407 ,800	362 ,700	303 ,700	247 ,200	182 ,100	31 ,700	
(18) 17年以上18年未満	403 ,400	358 ,700	300 ,400	244 ,600	180 ,500	30 ,300	
(19) 18年以上19年未満	399 ,000	354 ,700	297 ,100	242 ,000	178 ,900	28 ,900	
20 19年以上20年未満	394 ,600	350 ,700	293 ,800	239 ,400	177 ,300	27 ,500	
②〕 20年以上21年未満	390 ,200	346 ,700	290 ,500	236 ,800	175 ,700	26 ,100	
② 21年以上22年未満	370 ,800	329 ,800	276 ,700	224 ,800	166 ,500	25 ,500	
② 22年以上23年未満	351 ,000	312 ,600	262 ,700	212 ,900	156 ,700	24 ,900	
②4) 23年以上24年未満	331 ,700	295 ,900	249 ,200	200 ,900	147 ,600	23 ,900	
25) 24年以上25年未満	312 ,300	279 ,000	235 ,300	189 ,100	137 ,900	23 ,300	
26) 25年以上26年未満	292 ,800	262 ,100	221 ,600	177 ,300	128 ,700	22 ,700	
②7) 26年以上27年未満	270 ,100	241 ,300	204 ,000	162 ,900	117 ,700	22 ,100	
28) 27年以上28年未満	247 ,900	220 ,900	186 ,900	148 ,600	107 ,300	21 ,500	
29 28年以上29年未満	225 ,500	200 ,500	169 ,600	134 ,300	97 ,000	20 ,700	
③ 29年以上30年未満	202 ,700	179 ,700	152 ,000	120 ,000	000, 88	20 ,400	
③1) 30年以上31年未満	177 ,900	157 ,800	134 ,000	105 ,000	75 ,400	20 ,000	
③ 31年以上32年未満	153 ,000	135 ,900	115 ,700	90 ,200	64 ,300	19 ,400	
③3 32年以上33年未満	128 ,400	114 ,200	97 ,800	75 ,000	53 ,900	18 ,500	
③ 33年以上34年未満	90 ,300	82 ,300	71 ,800	55 ,900	39 ,700	17 ,600	
③ 34年以上35年未満	55 ,000	52 ,500	47 ,500	37 ,500	26 ,500	16 ,900	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

- 2 この表において、「職員給与条例1号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与条例2 号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」 とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員を いう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7-1147

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 204)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 正 (勤勉手当の成績率)

第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 │ **第14条** 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第 1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において 「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職 務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号 に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとす る。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第

(勤勉手当の成績率)

1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において 「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職 務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づ き、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号 に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとす る。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第

1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の102 5以上100分の165以下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の128.5以上100分の205以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の91以上100分の102.5未満 (特定幹部職員にあつては、100分の114以上100分の128.5未 満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の79.5</u> (特定幹部職員にあつては、100分の99.5)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の79.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、100分の99.5未満)
- 2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、100分の165とする。
- 3 省略
- 第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督 する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次 の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。
- (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5</u>超 (特定幹部職員にあっては、100分の47.5超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37.5</u> (特定幹部職員にあつては、100分の47.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満(特定幹部職員にあつては、100分の47.5未満)
- 2 省略

1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の83 5以上100分の135以下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の109.5以上100分の175以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の74以上100分の83.5</u>未満 (特定幹部職員にあつては、<u>100分の97以上100分の109.5</u>未 満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の64.5</u> (特定幹部職員にあつては、100分の84.5)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の64.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、100分の84.5未満)
- 2 前項第1号の場合において、当該職員(特定幹部職員を除 く。)が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務 上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成 績率は、100分の135とする。
- 3 省略
- 第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督 する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次 の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範 囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の32.5</u>超(特定幹部職員にあ つては、100分の42.5超)
 - (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の32.5</u> (特定幹部職員にあつては、100分の42.5)
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の32.5</u>未満(特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>未満)
- 2 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第3項の身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。 平成26年12月24日

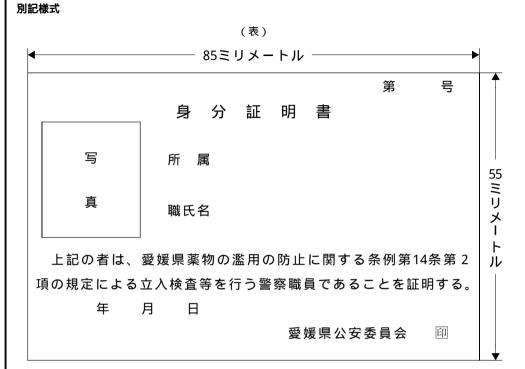
愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第3項の身分を示す証明書の様式を定める規則

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第14条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



(裏)

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第14条 (略)

- 2 公安委員会は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その警察職員に、貯蔵者等の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査、質問又は収去をする者は、第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。